

経税部
だより

税金・社会保険料の負担が国民の生活を圧迫

税理士 井川 博幸

昨年10月から消費税が10％に増税されました。飲食等に軽減税率が適用されているとは言え、国民の負担は明らかに増加しました。また、医療費負担では、安倍首相の提唱する「全世代型社会保障改革」の目玉として、75歳以上の後期高齢者の窓口負担を2割にする案が検討されています。あらゆる面において負担は増すばかりです。今回は、国民負担について考察してみたいと思います。

1. 消費税の負担

消費税は財政再建の切り札として、平成元年4月に3％で導入されました。その後、平成9年4月に3％から5％に、平成26年4月に5％から8％に、そして今回10％に増税されました。

一般会計収収の推移（財務省資料）を見てみると、消費税が導入さ

昨年10月から消費税が10％に増税されました。年間7％も増税されています。

一方企業が負担する法人税は、平成元年40％であった税率が、令和元年には23・2％と平減、税収においても19・0兆円から12・9兆円と実に6兆円も減少しています。消費税の増税とともに法人税が減税され、本来社会保障等に使われるべき消費税が法人税の減税に使われていることがこれ

表1は、年収別の消費税負担額・負担率の推移です。今回の10％引き上げにより、8％時と比較して、年収300万円未満

では、3万8853円の増税、500万円では5万8393円の増税、1000万円では9万4764円の増税と、金額だけを見れば年収の高い人ほど増税になっています

年収300万円未満では、1・6％増加し8・1％に、年収500万円では、1・1％増加し5・4％に、1000万円以上では0・7％増加し3・4％です。高齢無職者世帯では5万2254円も増加し、負担率でも6・6％にもなります。消費税は増税すればするほど、低所得者の負担が増加するのです。

課税所得500万円とその10倍の5000万円と

2. 所得税・住民税の負担

1989年以降の所得税率・住民税率の変遷を見ておきます（表2参照）。

課税所得500万円とそれ以上の5000万円とで所得税・住民税の負担がどのように変わっていったかを見てみます。表3をご覧ください（所得控除・復興特別税は考慮していません）。

課税所得5000万円の場合、平成元年の税金は1200千円、税金負担率は24・00％です。令和元年では税金1072千円、負担割合21・44％となり、税金で128千

3. 社会保険料の負担

月収30万円の人の保険料額を計算しますと、平成20年では7万9890円、年間で95万8680円の保険料です。それが令和1年では、9万4260円、年間で113万

4. 国民負担率と社会保障給付

消費税増税の理屈の1つとして「日本は国民の負担率が欧米各国に比較してまだまだ低い、だから増税できる」という議論がよく聞かれます。確かに財務省の資料では、各国の国民負担率は、日本42・8％、アメリカ33・1％、イギリス46・9％、ドイツ53・4％、スウェーデン58・8％、フランス67・2％と確かにこの数字を見れば、ヨーロッパや北欧に比較して負担が少ないことが分かります。

一方で、社会保障給付費の対GDP比の数値によると、日本22・4％、アメリカ24・6％、イギリス22・6％、ドイツ27・1％、スウェーデン26・8％、フランス32・2％と日本の給付費はOECD加盟国中位の国であるのです。

5. 最後に

国民負担を考えると、負担の高低だけではなく、負担することによる国民への還元も併せて考える必要があります。日本の現状を考えた場合、消費税をいくら増税してもその財源は将来不足することになる社会保障費の財源に充てることになり、国民への還元率が増加することにはならないのです。憲法第25条

年間を見ても低所得者と比較して減税幅が大きくなっているのです。

表1 年収別の消費税負担額

年間収入	年間消費税負担額			負担率		
	税率			税率		
	5％	8％	10％	5％	8％	10％
300万円未満	95,882	153,411	191,764	4.1	6.5	8.1
300万円以上400万円未満	118,146	189,033	236,292	3.4	5.4	6.8
400～500万円	131,449	210,318	262,897	2.9	4.7	5.9
500～600万円	145,985	233,576	291,969	2.7	4.3	5.4
600～700万円	159,270	254,831	318,539	2.5	3.9	4.9
700～800万円	168,703	269,925	337,407	2.3	3.6	4.5
800～900万円	183,709	293,935	367,418	2.2	3.5	4.4
900～1,000万円	191,879	307,007	383,759	2.0	3.3	4.1
1,000万円以上	236,912	379,059	473,823	1.7	2.7	3.4
高齢無職世帯	130,636	209,018	261,272	3.3	5.3	6.6

総務省「家計調査」みずほ総合研究所HPより

表2-1 所得税の税率推移

昭和61年～平成6年		平成7年～10年		平成11年～18年		平成19年～	
課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)
0～300	10	0～330	10	0～330	10	0～195	5
～600	20	～900	20	～900	20	～330	10
～1000	30	～1800	30	～1800	30	～695	20
～2000	40	～3000	40	1800～	37	～900	23
2000～	50	3000～	50			～1800	33
						～4000	40
						4000～	45

表2-2 住民税の税率推移

昭和61年～平成2年		平成3年～6年度		平成7～10年		平成11年～平成18年	
課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)	課税所得(万円)	税率(%)
0～120	5	0～160	5	0～200	5	0～200	5
～500	10	～550	10	～700	10	～700	10
500～	15	550～	15	700～	15	700～	13

平成19年以降は一律10%

表3 税金負担推移

単位千円

年度	課税所得500万円				課税所得5000万円			
	所得税	住民税	合計税額	負担率	所得税	住民税	合計税額	負担率
平成元年	700	500	1,200	24.00%	21100	7500	28,600	57.20%
平成9年	670	500	1,170	23.40%	18970	7500	26,470	52.94%
平成18年	670	500	1,170	23.40%	16010	7500	23,510	47.02%
平成26年	572	500	1,072	21.44%	17704	5000	22,704	45.41%
令和元年	572	500	1,072	21.44%	17704	5000	22,704	45.41%

送料規定改定のお知らせ

平素は協同組合をご利用くださり誠にありがとうございます。
一昨年から宅配料金の値上げが幾度か実施され、私どもの内部努力だけでは現状を維持することが困難になってまいりました。
つね日頃よりご利用いただいております組合員・会員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、2020年2月1日より右記のとおり共同購入の送料規定を改定させていただくことになりました。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



大阪府保険医協同組合
TEL 06-6568-2741(代表)

送料無料注文金額(税別)の改訂

	従来 (2020年1月末まで)	改定後 (2020年2月1日から)
大阪府内	1回の注文金額が 3,000円 以上	1回の注文金額が 5,000円 以上
大阪府外	1回の注文金額が 5,000円 以上	1回の注文金額が 7,000円 以上

※北海道・沖縄県及び離島については従来通り（改訂無し）
※金バラ1個のみのご注文は対象外となり、別途送料がかかります。
金バラ2個以上または1個+材料等（規定金額以上）の場合送料無料。

送料負担金額(税別)の改訂（上記に満たない場合、下記送料をご負担頂きます）

従来 (2020年1月末まで)	改定後 (2020年2月1日から)
500円	700円